学校法人　四徳学園　寄附行為

第１章　総　　則

（名　　称）

第１条　　この法人は、学校法人四徳学園と称する。

（事務所）

第２条　　この法人は、事務所を長野県長野市川中島町今井原１１番地１に置く。

第２章　目的及び事業

（目　　的）

第３条　　この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

（設置する学校）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

１．長野保健医療大学　大学院　保健学研究科

保健科学部　リハビリテーション学科

看護学部　看護学科

２．川中島こども園

第５条　　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

１．医療業

第３章　役員及び理事会

（役　　員）

第６条　　この法人に次の役員を置く。

１．理　　事　　５人以上８人以内

２．監　　事　　２人

２　理事のうち１人を理事長とし、理事会において選任する。

３　前項のほか、理事のうちから副理事長１人を置くことができるものとし、理事長が任命する。

（理事の選任）

第７条　　理事は、次の各号に掲げる者とする。

１．学長

２．評議員のうちから評議員会において選任した者２人以上３人以内

３．学識経験者のうちから理事会において選任した者２人以上４人以内

２　前項第１号及び第２号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任及び職務）

第８条　　監事は、この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

３　監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

１．この法人の業務を監査すること。

２．この法人の財産の状況を監査すること。

３．この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

４．この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

５．第１号から第３号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又

は理事会及び評議員会に報告すること。

6．前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

7．この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4　前項6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員の任期）

第9条　役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまではなお、その職務（理事長又は副理事長にあっては、その職務を含む。）を行なう。

（役員の補充）

第 10 条　理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第 11 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

１．法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

２．心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

３．職務上の義務に著しく違反したとき。

２　役員は、次の事由によって退任する。

１．任期の満了。

２．辞任。

３．死亡。

４．私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（責任の免除）

第 12 条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第 13 条　理事（理事長、業務執行理事又はこの法人の職員でない者に限る）又は監事（以下この条文において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１０万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（理事会）

第 14 条　この法人に、理事会をおく。

２　理事会は、理事をもって組織する。

３　理事会は、理事長が招集する。

４　理事長は、理事総数の３分の２以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から７日以内に、これを招集しなければならない。

５　理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

６　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

７　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

８　理事長が第４項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定めることとし、第８条第４項の規定による招集の場合も同様とする。

９　理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の３分の２以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第１２項の規定による徐斥のため、３分の２以上に達しないときは、この限りではない。

10　前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11　理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。

12　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（業務の決定）

第 15 条　　この法人の業務は、理事会で決定する。

（理事長の職務）

第 16 条　　理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を

総括し、この法人の業務についてこの法人を代表する。

第16条の２　副理事長は理事長の職務を補佐し、職員の事務を監督する。

（理事の代表権の制限）

第17条　理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第18条　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

２　理事長及び副理事長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

（議事録）

第19条　議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事２人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

３　利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第　４　章　　評議員会及び評議員

（評議員会）

第20条　この法人に、評議員会を置く。

２　評議員会は、１１人以上１８人以内の評議員をもって組織する。

３　評議員会は、理事長が招集する。

４　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内にこれを招集しなければならない。

５　評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会

議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7　評議員会に議長を置き、議長は理事をもって充てる。

8　評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第１２項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9　前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席者とみなす。

10　評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

12　評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第 21 条　第１９条第１項及び第２項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第２項中「理事のうちから互選された理事」とあるものは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第 22 条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

１．予算、事業計画、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

２．事業に関する中期的な計画

３．役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財

産上の利益及び退職手当をいう。以下に同じ。）の支給の基準

４．予算外の重要なる義務の負担又は権利の放棄

５．寄附行為の変更

６．合併

７．目的たる事業の成功の不能による解散

８．寄附金品の募集に関する事項

９．その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第 23 条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 24 条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

１．この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者５人以上７人以内

２．この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢２５年以上のもののうちから、理事会において選任した者１人

３．学識経験者のうちから、理事会において選任した者５人以上１０人以内

２　前項第１号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任　期）

第 25 条　評議員の任期は、４年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第 26 条　評議員は次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。

１．法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

２．心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

３．職務上の義務に著しく違反したとき。

２　評議員は、次の事由によって退任する。

１．任期の満了。

２．辞任。

３．死亡。

第　5　章　　資　産　及　び　会　計

（資　　産）

第 27 条　この法人の資産は、次のとおりとする。

１．財産目録記載の財産

２．授業料収入、入学料収入及び検定料収入

３．資産から生ずる果実

４．寄附金品

５．その他の収入

（資産の区分）

第 28 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目

録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第 29 条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第 30 条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定期郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第 31 条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会　　計）

第 32 条　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第 33 条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2　この法人の事業に関する中期的な計画は、５年以上８年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 34 条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

（決算、剰余金等の処分）

第 35 条　この法人の決算は、毎会計年度終了後２月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

２　決算は、毎会計年度終了後２月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その１部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

４　学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

（財産目録等の備付）

第 36 条　この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後２月以内に作成しなければならない。

２　この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３　前項の規定に関わらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 37 条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの

利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

１．寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

２．監査報告書を作成したとき　当該監査報告書の内容

３．財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容

４．役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第 38 条　役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第 39 条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３ヶ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 40 条　この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

第　6　章　　解　散　及　び　合　併

（解　　散）

第 41 条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

１．理事会における理事総数の３分の２以上の議決及び評議員会の議決

２．この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の３分の２以上の議決

３．合併

４．破産

５．文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第２

号に掲げる事由による解散にあっては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 42 条　この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の３分の２以上の議決により選定した学校法人又は教育事業を行なう公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合　　併）

第 43 条　この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第 44 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章　補　　則

（書類及び帳簿の備付）

第 45 条　この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

１．役員及び評議員の履歴書

２．収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

３．その他の必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第 46 条　この法人の公告は、四徳学園の掲示場に掲示して行なう。

（施行細則）

第 47 条　　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。（五十音順）

理　事（理事長）	北　澤　俊　美
理　事	市　川　千　晃
理　事	笠　原　甲　一
理　事	北　澤　　紀
理　事	田　中　英　雄
理　事	間　宮　典　久
監　事	北　沢　英　男
監　事	高　橋　弘　典

この寄附行為は、長野県知事認可の日（平成 13 年 1 月 26 日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は、長野県知事認可の日（平成 17 年 3 月 29 日）から施行する。

この寄附行為は、長野県知事認可の日（平成 24 年 5 月 1 日）から施行する。

この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長	北澤　俊美
理　事	笠原　甲一
理　事	田中　英雄
理　事	岩谷　　力
理　事	西村　博行
理　事	宮坂　　斉

理　事　　内田　雄治

理　事　　北澤　竜二

監　事　　北澤　英男

監　事　　高澤　通泰

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 10 月 31 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 1 月 20 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 8 月 31 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 31 年 1 月 9 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 31 年 3 月 29 日）から施行する。

令和 2 年 2 月 12 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 10 月 23 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 5 年 2 月 27 日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 5 年 6 月 15 日）から施行する。